

令和 2年度予算見積調書(9月補正予算)

課室名：男女共同参画課
 担当名：推進・DV対策担当
 内線：2925

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
A1	民間団体によるDV被害者支援事業費		一般会計	総務費	県民費	男女共同参画推進費	ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費	
事業期間	令和 2年度～ 令和 3年度	根拠法令	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律		宣言項目	07 女性が活躍する社会の構築		
					分野施策	061456 人権の尊重		
1 事業概要 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間団体の先進的な取組を、国庫補助金を活用した事業費の補助を通じて促進し、DV被害者等への支援の充実を図る。 (1) 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業 6,846千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業 6,846千円 先進的な取組を行うDV被害者保護に携わる民間団体を対象に事業費の補助を行うことで、DV被害者等への支援体制の充実を図る (2) 事業計画 ・県内で活動する民間団体(1団体)に対して、国庫補助金を活用した補助を実施。 ・民間団体は補助金を活用して、新たに妊娠出産期のDV被害者等を対象とした以下事業を実施する。 ①受入態勢の整備 …支援拠点を設置して、被害者等保護の環境を整備する。 ②専門的・個別的支援 …専門職のスタッフ(看護師、助産師等)を設置して、対応力を強化する。 ③切れ目のない総合的支援…相談や同行支援のための人員を配置し、自立に向けた中長期的な支援を行う。 (3) 事業効果 ・通常、民間シェルター等では受入れの難しい妊娠出産期のDV被害者等の保護委託先の候補となることができる。 ・専門職を配置した民間団体が事業を実施することにより、家族や周囲に相談できる相手のいない妊娠出産期のDV被害者等に対する、中長期的な視点での支援を行うことができる。 (4) その他 ・補助対象の民間団体は県内で活動中の団体の中から公募により決定。 ・事業費の額を上限とした10/10国庫補助による事業。					
2 事業主体及び負担区分 (国10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.5人=14,250千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	補正後の 予算額
決定額	6,846	国庫支出金	6,846				0	15,451
現計額	8,605						8,605	